

保留床処分選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋都市計画事業船橋駅南口第一地区第一種市街地再開発事業の施行により、施行者が取得した保留床の賃借者又は譲受者の選考するために保留床処分選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 選考委員会は、保留床の賃借者又は譲受者を選考するものとする。

(組織)

第3条 選考委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

建設局長、企画財政部長、経済部長、都市整備部長、都市整備課長

2 選考委員会の長（以下「会長」という。）は、都市整備部長があたり議事その他会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、都市整備課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選考委員会は、会長が招集し会議の議長となる。

2 会議は委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 選考委員会の庶務は、都市整備課において処理をする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年1月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月26日から施行する。